

令和6年11月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)
地域名 (地域内農業集落名)	屋敷地区 (屋敷、檜木平、熊沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 6月19日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は山間部に位置しており、川や沢に沿って小規模な不整形農地が散在している。高齢者が多く若手の農業者が少ないことや、有害鳥獣被害、夏季の水不足等もあり、基盤整備地でも遊休農地が多くみられる。主要作物である水稻は、1農家が条件の良い農地を借用し比較的規模が大きい経営を行っているが、その他の農業者は小規模の経営となっている。土地は粘土質で良質米が収穫できるが、湿地であり畑作物等の転換は難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

良質米が収穫できることから高値で販売できる販路を確保し、可能な限り水稻生産を行っていくが、若手の担い手が不在であり、畑作物への転換も難しいことから、現在の農業者がリタイアした後は中山間地域等直接支払制度を活用し、西会津町農業公社と保全管理について協議していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水利や地形等の条件の良い農地は、担い手に集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手が見つかれば、農地中間管理機構を通じて貸地を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAなどの関係機関との連携を図ることにより地域内外から経営体を募り、地区としても必要な支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
西会津町農業公社と農地保全管理について協議していく。また農作業受託できる事業体があれば、必要な作業委託についても検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①最近はいノシシ被害が多いが、耕作者が少ないことから個人で電気柵を設置している。
 ⑦人手不足で農地等の保全管理ができないことから、中山間地域等直接支払制度を活用することと合わせ、西会津町農業公社とも管理委託について協議する。